



秋田県公報

目 次	ページ
選挙管理委員会告示	
○小坂町長選挙及び小坂町議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(六七)	1
○小坂町長選挙及び小坂町議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(六八)	1
○羽後町長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(六九)	1
○羽後町長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票及び開票の順序(七〇)	1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、退職による小坂町長選挙及び小坂町議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 選挙期日 平成二十一年四月十二日

二 小坂町議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 二人

秋選管告示第六十八号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行の小坂町長選挙及び小坂町議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 秋田県知事選挙

二 小坂町長選挙

三 小坂町議会議員補欠選挙

秋選管告示第六十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、任期満了による羽後町長選挙を平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙と同時に執行するので告示する。

平成二十一年四月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第七十号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行する羽後町長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 秋田県知事選挙

二 羽後町長選挙

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄